https://data.doi.or.kr/doi/10.29213/crbs..40.202610.65

法蔵『梵網経菩薩戒本疏』の撰述意図
- 勝荘『梵網経菩薩戒本述記』との対照を通して -

金柳冏
(慶北大学校 東西思想研究所 専門研究員)

국문초록

법장(法藏, 643-712)『범망경보살계본소』(이하『법장소』)의 찬술의도는 충분히 해명되지 않았다. 선행연구는『법장소』가『범망경』을 제교(制敎)로 규정해『화엄경』을 부각하면서 승장(勝莊)·의적(義寂)의 유식학파 해석을 비판했다고 보아왔으나 그 양상은 검토되지 않았다. 본고는 법장에 선행하는 두 주석 가운데 유식학파의 입장이 선명한 승장『범망경보살계본술기』를 종성(種姓)·불성(佛性)·교체(敎體)·불신(佛身)의 네 항목에서『법장소』와 대조하고, 아울러 의적 및 법장의 다른 저작과도 대조하여, 법장의 대응이 비판·배척의 구도로 설명되지 않고 재조직(再組織)의 구도로 파악되어야 함을 밝힌다. 다만 증거강도는 고르지 않아, 네 항목은 승장에의 의거(依據)가 아니라 조작(操作) 유형을 동정(同定)함으로써 하나의 구도를 이룬다. 앞의 세 항목에는 승장의 용어와 틀을 유지한 채 위치만 낮추는 섭취적 재배치가 나타난다. 종성에서는 승장의 대기(對機) 규정이 권교(權敎)에, 오종성(五種姓) 전체를 소피(所被)로 삼는 실교(實敎)가 그 위에 놓이되 현재위(現在位)의 정기(正機)는 초발의·십신에 한정된다. 확대는 개방이 아니라 승인 뒤의 자리매김이다. 불성에서는 승장이 분리한 계체(戒體)의 편재와 성불 가능성이 체(體)·용(用)으로 재결합되어 소분일체(少分一切)의 한정이 자리를 잃고, 교체에서는 사문(四門) 최상위의 진여교체가 십문(十門) 제8문에 놓인다. 불신에서는 배당만 배척되고 결합된 두 소의(所依)가 본래 전거로 되돌려지

www.kci.go.kr

는 계제(階梯)의 재확정이 나타나, 유식의 틀이 격하되지 않는 점에서 다르다. 두 조작은 모두 유식학파 해석을 배제하지 않고 자기 체계 안에 재조직하며,『범망경』을『화엄경』아래에 두는 조작과 동형이다. 본고는 융합이 아닌 이 재조직, 곧 유식학파의 규정을 자기 교판의 하위에 두어 섭취·초극(攝取·超克)하는 작업이 찬술의도의 하나였을 가능성을 제시한다.

주제어: **법장(法藏), 승장(勝莊), 범망경(梵網經), 재조직(再組織), 섭취적 재배치(攝取的再配置), 계제(階梯)의 재확정, 의적(義寂)**

はじめに

東アジアの代表的な戒律文献である『梵網経』には様々な註釈書があり，その一つ法蔵(643-712)の『梵網経菩薩戒本疏』(以下『法蔵疏』)は撰述意図になお不明な点が多い.

先行研究によれば吉津宜英氏は,『法蔵疏』が『梵網経』を化教に対する制教と規定した上で，その枠内では梵網戒を十分に顕彰する一方，法蔵自身の教学の展開においては『華厳経』の“引き立て役”に徹すると述べている[1]. また法蔵が機根を五種姓に拡大したことを梵網戒の開放と解し[2]，さらに『法蔵疏』の“有人”が勝荘の説を指すことを指摘し，法蔵が瑜伽戒に冷淡なのは意図的で勝荘に対する批判を含むと述べている[3].

また石井公成氏は，法蔵が『華厳経』に基づき中国社会に実践しうる具体的な菩薩律蔵を求めたと指摘し，その現実主義的態度を論じるとともに，法蔵が勝荘や義寂の説を批判しつつ梵網戒を宣揚しようとしたと述べている[4].

1) 吉津 1991, 612; 616.
2) 吉津 1991, 614.
3) 吉津 1991, 615; 617.
4) 石井 1996, 339-348.

www.kci.go.kr

さらに中西俊英氏は,『梵網経』は『華厳経』を現実面で補完するとして, 法蔵が梵網戒に三聚浄戒を読み込む独自の解釈を施し, その具体的実践として十重戒を十信に位置づけようとしたと述べている[5].

また橘川智昭氏は, 種姓説について五性各別を権教とし一性皆成を実教とする法蔵に対し, 勝荘は五性各別に即して理解すべきとするのであり, 両者には逆の優劣判定が意図されていると指摘する[6].

夏徳美氏は勝荘の行実と著作を訳場列位記録から整理した上で,『梵網経述記』の玄談・受戒儀・殺戒の三点を法蔵・義寂の疏と比較し, 勝荘の“弁経宗体”が円測『解深密経疏』と『瑜伽師地論』巻八十一との節略・改造であることを指摘している[7]. ただし氏は諸疏の成立順序を智顗・法蔵・義寂・勝荘とし, 義寂と勝荘とがともに『法蔵疏』を参照したとする[8]. この点は第一章で論ずる.

また吉村誠氏は, 法蔵の教学に唯識・三論・天台など諸学派の思想の摂取・超克が見られるとし,『華厳一乗教義分斉章』所詮差別の種性論にその論理を取り出すとともに[9], 義理分斉の三性同異義については, 唯識(始教)の真如凝然を如来蔵(終教)の真如随縁と相対させ両者を包摂するのが華厳(円教)の円成実性であるとする論理を指摘している[10]. 氏はこの論理が所詮差別の心識説・種姓説にも及ぶとしてその検証を今後の課題とし, さらに南北朝隋唐に教学体系の構築を模索した人々に共通する論理である可能性を示唆する[11].

以上の先行研究から本稿が受け継ぐのは, 第一に『法蔵疏』が勝荘・義寂の唯識学派的解釈を意識して撰述されたという見通し(吉津・石井両氏), 第二に法蔵と勝荘との種姓論の間に権実の判定の逆転があるという指摘(橘川氏)であり, 第三に, 法蔵が唯識学派の教学を摂取・超克したとする吉村氏の把握である. 本稿はこの術語を承け, その内実が『梵網経』註釈においてどのような操作として現れるかを問う. ただ

5) 中西 2018, 44-46; 48-49; 51.

6) 橘川 2021, 81-82.

7) 夏徳美 2021, 58.

8) 夏徳美 2021, 53; 70.

9) 吉村 2015b, 63; 78. なお法蔵に先行する智儼・義湘の段階を含め, 初期華厳教学における唯識説の受容については大竹 2007参照. 法蔵が性習二種性を不二の一因とする解釈が智儼に由来することは同書85-90.

10) 吉村 2015a, 77; 84.

11) 吉村 2015a, 85および94(質疑応答). なお玄奘訳の三性説については吉村 2017参照.

www.kci.go.kr

し“有人”=勝荘とする吉津氏の同定も吉村氏の術語も, 原文の対照の結果がそれと符合する限りにおいて用い, 符合しない点は限定として示す(第一章·第五章第五節).

他方, 本稿が問題とするのは次の二点である.

第一に, 先行研究は法蔵の唯識学派への対応を“批判”“冷淡”といった対抗の語で一括して捉えてきたが, それが種姓·仏性·教体·仏身という個々の教学項目にどのように現れるかはなお体系的に検討されていない. 実際に『法蔵疏』を『勝荘述記』と対照すると, 法蔵は勝荘の用語や枠組みを斥けるのではなく, 多くの場合これを自らの体系のうちに取り込んだ上でその位置を変えている. 本稿はこの操作を摂取的再配置と呼ぶ. 相手の規定を否定せずに権教·下位門の位置に置き, その上に自説を立てる操作であり, その志向は第五章第五節で吉村氏のいう摂取·超克に関係づける.

第二に, 吉津氏は法蔵が『梵網経』の機根を五種姓に拡大したことを“開放”と解するが, 同じ科段の第四門では正機が初発意·十信の菩薩に限定されており, 拡大と限定とが同一の科段のうちで同時に行われている. この同時性は“開放”という評価では説明が及ばず, 上述の摂取的再配置の枠組みによってはじめて整合的に説明される(第二章).

以下では種姓·仏性·教体·仏身の四項目について,『法蔵疏』と勝荘『梵網経菩薩戒本述記』(以下『勝荘述記』)とを対照し, あわせて義寂『菩薩戒本疏』(以下『義寂疏』)および法蔵の他の著作とも対照するが, 四項目は勝荘参照の証拠として強度を異にする. 証拠が弱い項目では依拠の同定ではなく操作の型の同定を目的とする. その異同は次のとおりである.

〈表1〉 四項目における参照関係の証拠強度と操作の型(証拠強度順)

項目	証拠の性格	参照関係の確度	操作の型
仏身	三身配当の一致	現存資料内では最も蓋然性が高い	階梯の再確定
仏性	勝荘が分離した二項の再結合(道具立ては法蔵の定型)	消去法的に推定	摂取的再配置(再結合)
種姓	法蔵の他著作にも同型の枠組	参照の証拠としては弱い(位置関係のみ確認可)	摂取的再配置(権教への配置)
教体	勝荘四門が円測に遡る	参照の証拠としては弱い(位置関係のみ確認可)	摂取的再配置(下位門への配置)

www.kci.go.kr

四項目に見られる法蔵の操作は二つの型に分かれる．第一は摂取的再配置であり，勝荘の問いと用語を保持したままその答の位置を権教・下位門へ下げる操作で，種姓・仏性・教体に共通する．第二は階梯の再確定であり，勝荘が経と論の二つの所依を結び合わせた装置を所依ごとに分離し本来の経証に戻す操作で，仏身に見られる．両者とも相手の枠組みを排除しないが，前者は位置を下げ後者は結合を解く．本稿は両者を総称して再組織と呼ぶ(区別の定義は第五章)．

なお本稿は現存する『梵網経』註釈書の範囲内で比較を行うもので，法蔵が勝荘のみを対応の対象としたと主張するものではない．唯識学派の註釈群を視野に入れつつ，その中でも勝荘の解釈への対応が顕著であることを示し，『法蔵疏』の撰述意図の一端を明らかにすることを目的とする．本稿は原文の字句の対照そのものを論証の手段とするため，引用は原文を本文に掲げ，その要旨を後に付す形を取る．

Ⅰ．唯識学派の註釈と勝荘の位置

1. 唯識学派の註釈

現存する『梵網経』註釈のうち法蔵に先行するとされ唯識教学に基づいて経文を解するものは『義寂疏』と『勝荘述記』の二種である[12]．先行研究では，仏身・仏性・三聚浄戒の配当に関する両者の解釈が伝・智顗『菩薩戒義疏』および元暁『梵網経菩薩戒本私記』に見られないことを論じた[13]．その上で本稿が問うのは法蔵がいずれにより強く応接するかである．あらかじめ確認すれば唯識学派的性格は勝荘においてより全面的である．

12) 太賢『梵網経古迹記』も唯識学派の註釈であるが法蔵以後の成立であるから対論対象から除き，第五章の“有人”同定で排除の対象として参照するにとどめる．

13) 金柳冏 2024a, 299-296. なお日本の縦組み雑誌は巻末から組まれるため，和文論文の頁数は始頁が終頁より大きい数字となることがある．本稿の頁数表記は各誌の表記に従う．

www.kci.go.kr

2. 勝荘の立場表明

勝荘は『梵網経』“一切衆生皆有仏性”[14]の解釈において二釈を挙げ, 次のように結んでいる.

> 雖有兩釋, 今依彌勒及護法等, 不依凡夫涅槃師等. 此言一切皆有佛性者, 此據少分一切而說, 或就理佛性而作是說. (X. 38, 399c17-20)

すなわち,『涅槃経』に依る諸師を“凡夫”と呼んで斥け, 弥勒と護法とに依ることを明言するのである. 二釈の内容は第三章で扱う. また教所被機においても五種姓を挙げて『梵網経』の対機を次のように菩薩及び不定性に限る(第二章に詳述).

> 汎論教所被有其五種, 謂三乘定性及不定性, 并第五, 五無般涅槃性. 此經但為菩薩及不定性, 是故說此經不為餘三. (X. 38, 394b01-03)

さらに判教においても唯識学派の立場が前面に出る. 勝荘は“弁経宗体”の冒頭で如来一代の教を次のように三宗に分かつ.

> 通辨諸教宗者, 謂如來一代所說之宗不過三種. 一者隱空顯有宗, 二者隱有說空宗, 三者遠離二邊宗 … 中略 … 遠離二邊宗者, 謂解深密等了義大乘, 此即名為顯了法輪. (X. 38, 392b15-c01)

すなわち, 隠空顕有宗は四諦法輪等の諸小乗経, 隠有説空宗は諸部般若等の無相の教(無相法輪), 遠離二辺宗は『解深密経』等の了義大乗(顕了法輪)である. これは瑜伽行派の三時教判を“宗”として捉えなおしたものであり, 典拠として玄奘訳『解深密経』巻二を引く[15].

また, 教体論においては, 円測『解深密経疏』の出体論を節略・改組した四門を立てる. この点は第四章に詳述する.

14) 『梵網経』巻2, (T. 24, 1003c22-25).

15) 『解深密経』巻2, (T. 16, 697a23-b07).

www.kci.go.kr

もちろん, 義寂にも唯識学派的な要素は多い. 例えば, 受戒の器を論ずるに『瑜伽師地論』“菩薩地”を引き, 三持の説を立てる[16]. しかし義寂は『占察善悪業報経』をも引いて信による限定を立てるのであり, 五種姓を対機規定の前面に置くことはしない. この点は第二章および第三章に詳述する.

3. 先後関係

勝荘の在唐は, 同学の道証が692(嗣聖九)年に帰国した後も長安に留まったことに遡り[17], 700(久視元)年から710(景龍四)年までの義浄訳場に加え[18], 法蔵と複数回同一訳場に並ぶ[19]. 勝荘は710年以後, 菩提流志の訳場に移る[20]. 他方『法蔵疏』は, 天授年間の書簡に附された義湘宛の自著七部の目録に名が見えないから, それ以後の成立である[21]. 本稿が確定しうるのはかかる接触の機会と『法蔵疏』の成立上限という外的関係にとどまり, 依拠の方向を決定するものではない. また法蔵が“有人釈云”として他説を引き論破することは先行するテキストの存在を前提とする. なお, 夏徳美氏は義寂・勝荘の両疏がともに『法蔵疏』を参照したとするが[22], その論拠は註釈構造の類似であり, 構造の類似は依存の方向を確定しない. 次の三点はむしろ逆の方向を示唆する.

第一に, 氏自身が勝荘の“弁経宗体”を円測『解深密経疏』と『瑜伽師地論』巻八十一との節略・改造と規定している[23]. すなわち勝荘の玄談の構造的源泉は法蔵ではなく円測に求められ, この点は第四章で名称・節略・引用順序の三層にわたって

16) 『瑜伽師地論』巻35, (T. 30, 478b18-c11);『菩薩戒本疏』巻上, (T. 40, 656c06-09).

17) 道証は円測門下で勝荘と同学であり692(嗣聖九)年に帰国した(夏徳美 2021, 50). 嗣聖は684年に絶えるが継続用法が新羅の史料に見え, 次註の“景雲四年”とは事情を異にする. 勝荘は円測塔銘に大薦福寺大徳の肩書で分骸・別葬に関与し在京学徒と称されるが(X. 88, 384c05-09), 同銘は1115(政和五)年以後の撰で(同384c13)肩書は遡及的表記の可能性を残す.

18) 夏徳美 2021, 36は“景雲四年”に作るが景雲に四年は無く(景雲三年正月に太極と改元), 710年は景龍四年に当たる.

19) 夏徳美 2021, 38-39; 42-43; 46. 両者が並ぶのは703年および『大宝積経』(706-713年)の列位である. 701年分の法蔵は所属表記が中宗“三蔵聖教序”と合わず別人説がある(同 42)が, 703年分は“大周西寺寺主”に作り同序と合う.

20) 義浄の訳場列位には710年まで見え, 以後は『大宝積経』(~713年)の証義に見える. 夏徳美 2021, 44, 46.

21) 石井 1996, 346.

22) 夏徳美 2021, 53.

23) 夏徳美 2021, 58.

www.kci.go.kr

実証する. なお氏は勝荘の“摂経分斉”と“教所被機”を『法蔵疏』に由来するとするが[24], “教所被機”は『仏地経論』の語であり(T. 26, 291c04), 円測『仁王経疏』巻上(本)はこれを“五事”の第五として一門に立てる(T. 33, 362b09-11). 少なくともこの一門は円測に由来すると見るべきである.

第二に, 種姓説において両者の価値判定は逆である. 法蔵は五性各別を権教, 一性皆成を実教として後者を高く置くのに対し, 勝荘は五性各別に即して理解すべきとする[25]. 勝荘が法蔵を参照したとすれば対機の規定のみを承けて権実の判定を反転させたことになり不自然で, 法蔵が勝荘の規定を権教の位置に置き直したと見る方が無理がない. 権実を分かち前者を否定せず後者の下に置く操作は『大乗起信論義記』等にも反復する法蔵の定型である. 他方, 勝荘が種姓規定のみを承けて価値の上下を反転させる独立の動機は現存資料に見えない. 定型を持つ側からの単発的受容を想定する方が説明の負荷は小さい. ただしこれは, 在唐求法という共通環境下の間接的伝聞による偶然の一致という第三の可能性を排除せず,『勝荘述記』の精確な撰述年代を確定するものでもない.

第三に, 氏は『法蔵疏』を“型破りであり, 他の注疏から参照したものも見当たらない”とするが[26], この評価は『法蔵疏』の本文と整合しない. 法蔵は仏身の配当に関し“有人釈云”として他説を引き“此釈恐不応理”と斥けている(第五章). 吉津氏はこの“有人”を勝荘に当てるが(前掲註3), 本稿がこの同定を採る根拠は,“有人”の三身配当(盧舎那＝自受用身, 千釈迦＝他受用身, 百億釈迦＝変化身)が『勝荘述記』の配当と一致し, 円測・基・義寂・太賢(前掲註12)の配当がいずれもこれと異なることである. 第五章で原文を対照して示すとおり, この配当を取るのは勝荘のみである. したがって『法蔵疏』が他の註釈を参照しないとする氏の評価は少なくとも仏身の項目については成り立たず, むしろ原文の対照は“有人”を勝荘に当てる吉津氏の同定を支持する.

24) 夏徳美 2021, 58.

25) 橘川 2021, 81-82. なお卍新纂は“并第五、五無般涅槃性”に作り(X. 38, 394b02), 本稿はこれに従う. 橘川 2021, 82. は“并第五無般涅槃性”に引く.

26) 夏徳美 2021, 53.

www.kci.go.kr

Ⅱ. 種姓と梵網戒の位置づけ

1. 勝荘 ― 教所被機

『勝荘述記』では『梵網経』の教えが対象とする機根について次のように述べられている.

> 明教所被機. 汎論教所被有其五種, 謂三乗定性及不定性, 并第五, 五無般涅槃性. 此經但為菩薩及不定性, 是故說此經不為餘三. (X. 38, 394b01-03)

すなわち, 勝荘は, 教えを被る機根には五種あるが,『梵網経』は菩薩種姓と不定種姓のために説かれた教えであり, 他の三種のためではない, と述べている. これは唯識学派の五性各別説に基づく解釈である.

2. 義寂 ― 二縁と三持

義寂は“簡器”において受戒の器を次のように規定する.

> 要具二緣, 堪為受戒之器. 一有感戒之善, 二無障戒之惡. 感戒之善, 凡有二種. 一菩薩種姓, 二發菩提願. (T. 40, 656b17-20)

すなわち受戒の器の条件は, 感戒の善(菩薩種姓・発菩提願)と障戒の悪の不在という二縁である.

そして義寂は『瑜伽師地論』“菩薩地”の無種姓補特伽羅の文を引いて論拠とする.

> 菩薩地云, 住無種姓補特伽羅, 無種姓故, 雖有發心及行加行, 定不堪任圓滿無上正等菩提. … 中略 … 由此具二方得感戒, … 中略 … 此三即是菩薩三持. 勝姓為堪任持, 勝願為行加行持, 勝行為大菩提持. (T. 40, 656b20-c08)

すなわち, 無種姓の者は発心・加行を具えても無上菩提を円満しえず, 堪任があ

www.kci.go.kr

っても発心·加行を欠けば速証しえない. それゆえ種姓と発心の二を具えてはじめて感戒するのであり, 受戒の作法もこの二縁を問う. 三持[27]は勝種姓を堪任持, 勝願を行加行持, 勝行を大菩提持に配する. 注意すべきは, 義寂が挙げるのは菩薩種姓のみで不定種姓に言及しない点であり, 規定は勝荘より狭い.

3. 法蔵 — 第一門と第四門

これに対し法蔵は“顕所被機”に四門を立てる.

> 第四, 顯所被機, 有四種. 一約種姓, 二約遮難, 三約發心, 四約現在位. 初中有二. 先約權教, 五種姓中定姓二乘及無種姓非此所為, 以彼於此非其器故. 菩薩種姓正是所為, 其不定性亦兼攝, 如瑜伽等說. 二約實教, 五種種姓俱此所為, 以許佛性皆悉有, … 中略 … 是故一切衆生皆是所為耳. (T. 40, 603b21-c03)

すなわち法蔵は所被機に四門を立て第一門をさらに権実に分かつ. 権教では定性二乗と無種姓を器に非ずとして除き, 菩薩種姓を正機, 不定性を兼摂とする. この権教の項が勝荘の“此経但為菩薩及不定性”とそのまま重なる. 法蔵はその枠組を否定せず権教の位置に置いた上で実教として五種姓ともに所被とするのである. ただしこの権実の枠組みは『梵網経』註釈に固有ではない. 橘川氏が指摘するように, 法蔵の“顕所被機”第一門は『大乗起信論義記』の“教所被機”冒頭部と実質的に同文である[28]. したがって権教の項が勝荘と重なることをもって法蔵が勝荘の規定を承けたと見ることはできない. 両者はともに『瑜伽師地論』に由来するからである. 本節が示しうるのは参照関係ではなく, 法蔵が唯識学派の種姓規定を権教の位置に置いた上で実教を立てる位置関係である.

そして第四の現在位は次のようである.

> 四約現在位者, 亦二. 一終, 二始. 終者, 如三賢已上, 法雲已還, 終位菩薩, 雖亦受持菩薩淨戒, 然經生所受, 不名新得具性戒故, 非此正為. 始者, 從初發意, 十信已還, 於此戒

27) 前掲註16参照.

28) 橘川 2021, 81;『大乗起信論義記』巻上, (T. 44, 243c09-13).『法蔵疏』は十門の列挙では“顕所為機”(T. 40, 602b19), 科段の標題では“顕所被機”(同603b21)に作り, 本稿は後者による.

www.kci.go.kr

品, 有受有隨, 有持有犯, 故是正為. (T. 40, 603c09-15)

すなわち, 現在位は終(三賢已上法雲已還)と始(初発意已去十信已還)とに分かれ, 前者はすでに戒を具えるため正機ではなく, 後者のみが受·持·犯を伴う正機とされる.

4. 三者の対照と“開放”について

ここで三者の説を対照すると次のようである.

〈表2〉 受戒の機根をめぐる三者の規定

	種姓による規定	下位の区分
義寂	菩薩種姓のみ	感戒の善·障戒の悪の二縁
勝荘	菩薩及び不定性	無し
法蔵	権教 = 菩薩及び不定性/実教 = 五種姓倶に所被	遮難·発心·現在位の三門を加う

吉津氏は法蔵が機根を五種姓に拡大したことを梵網戒の開放と解する[29]. たしかに実教の項で五種姓のすべてが対機とされる以上, 拡大の面は否定できない. ただし同じ“顕所被機”の第四門で, 法蔵は現在位の観点から正機を初発意·十信の菩薩に限定する. 三賢已上の菩薩さえ“非此正為”とされる. 拡大と限定とが同一の科段の中で同時に行われている以上,“開放”の一語では説明が及ばない. ただし, この同時性は法蔵の規定の不徹底を示すものではない. むしろ第一門の拡大は種姓論における実教の立場の表明であり, 第四門の限定は『梵網経』という経典の位置づけ, すなわち十信の菩薩のための戒であるという規定である[30]. 次元を異にする二つの操作であって前者のみを撰述意図とすることはできない. 注目すべきはむしろ, 第一門の内部で勝荘と同じ対機規定が否定されずに権教として承認され, その上に実教が立てられていることである. 承認した上で位置を定める——これが本稿のいう摂取的再配置の操作そのものであり, 拡大と限定とが同一の科段に併存しうるのも,

29) 吉津 1991, 614.

30) 十信の位置づけについては中西(2018, 48-49; 51)が十重戒を十信に配することを論じている. 本稿の観察はこれと矛盾しない.

www.kci.go.kr

相手の規定を排除せず階層のうちに容れるこの操作によるものにほかならない．したがって種姓の項目が示すのは，梵網戒の開放ではなく，唯識学派の対機規定が権教の位置において保持されているという事実である．この操作は吉村氏が『華厳一乗教義分斉章』所詮差別に指摘した超克の論理と同型であり[31]，『法蔵疏』にも確認されることはこの論理が法蔵の特定の著作に限られないことを示す．

Ⅲ. 仏性の解釈

1. 問題の所在

『梵網経』は“一切衆生皆有仏性”と説き[32]，また“一切有心者，皆応摂仏戒”と説く[33]．前者は仏性の普遍を，後者は受戒の普遍を語るかに見える．しかし勝荘のように梵網戒の戒体を真如と解する立場からは，戒体としての真如が一切に遍在することと一切衆生が成仏しうることとは区別されうるから，この二つの普遍は同一ではない．唯識学派の註釈は経文の字面をそのまま普遍と読まないが，その立て方は一様ではない．

2. 勝荘 ― 遍在と成仏可能性の分離

勝荘は経文の“一戒光明金剛宝戒是一切仏本源．一切菩薩本源仏性種子”を釈するにあたり，まず“一戒”に四釈を挙げる．

> 言一戒者，謂十重中一一戒光明能破惑，故名戒光．… 中略 … 或一戒者，此顯三聚淨戒中一，所謂律儀戒，此從多而說名律儀戒，若怯〔巨〕[34]細說非無餘二．或一戒者，如是紗戒不離真如，性離有無，故言一戒．或一戒言，顯六度中一切故一．(X. 38, 399b10-15)

31) 吉村 2015b, 78.

32) 前掲註14参照．

33) 『梵網経』巻2, (T. 24, 1004a19).

34) 卍新纂は“若怯細說”に作る(X. 38, 399b13)．校記“怯細古本艸書而形如此，恐巨細字”に従い校訂字を〔 〕に示す．

www.kci.go.kr

すなわち勝荘は“一戒”を四義に解する. 十重における個々の戒の光明(戒光), 三聚浄戒中の律儀戒, 真如と不離の妙戒, 六度中の一切を顕すものである. 四釈のうち第二釈のみ“此従多而說”“非無餘二”という留保を伴い, 分類を立てた上でそれが排他的でないことを明示する. この語法は以下に見る体·相の分別にも反復される.

次に勝荘は“金剛宝戒”を釈して戒の堅固と破惑とを説き,“仏性種子”については次のようにいう.

> 佛性種子者, 謂戒為佛性, 如是玅戒與三身佛作生了因, 或為生因生有為果, 或為了因得法身果, 是名佛性. 言種子者, 即是因義, 謂戒為因緣生有為果故.(X. 38, 399b22-c01)

すなわち, 戒は三身仏に対して生因と了因との二義をなす. 有為の果に対しては生因であり, 法身の果に対しては了因である. この二因の分別が, 次に見る体と相との分別に対応する.

> 或可佛性者對無為果, 種子者對有為果. … 中略 … 戒不離如, 戒即是如, 如即是戒. 相不離體, 體即相故. … 中略 … 言佛性者, 顯戒之體理佛性也. 言種子者, 此顯戒相有為行也.(X. 38, 399c02-08)

すなわち, 仏性(理仏性)は戒の体であり, 種子(有為行)は戒の相である. 体は無為果に, 相は有為果に対応する. ただし“戒即是如”“体即相”とあるとおり体相は相即であって, 分かたれるのはその及ぶ範囲である. 理仏性は真如として一切法に通じ, 行仏性たる種子は種姓の別に従う.

勝荘は経文“一切衆生皆有仏性”自体を“此即顯示不離戒體真如佛性”(X. 38, 399c11-12)と釈する. すなわちこの経文は成仏の普遍ではなく戒体たる真如仏性の不離を顕すものとされる. その上で“此據少分一切而說, 或就理佛性而作是說”(X. 38, 399c19-20)と結ぶが[35], 前者は相の側から, 後者は体の側から導かれる答であって, 両釈は同一の分別の二つの出口である. 他方, 戒体たる真如の遍在については次のように述べる.

35) 『仏地経論』巻2, (T. 26, 298a25-28): 然就真如法身佛性, 或就少分一切有情方便而說. 勝荘の結論句は同文の順序を入れ替え,“真如法身佛性”を“理佛性”に置き換えたものである.

www.kci.go.kr

入佛性戒者, 顯入戒體真如性, 一切心色不離如故. … 中略 … 非但此戒不離真如, 一切諸法亦不離如. (X. 38, 400a02-04)

すなわち勝荘は, 戒体たる真如の遍在にいかなる限定も置かない. 一切の心色が真如を離れないがゆえに戒体への“入”が語られ, この不離は此戒にとどまらず諸法一般に及ぶ. 他方, 成仏の可能性は一分の衆生に限られ, 遍在と成仏可能性とは適用範囲を異にする. この分離は“一切有心者”の解釈にも及び, 勝荘はこれを“勧一切有情皆応摂受仏戒”と読むのであり[36], 摂受の勧奨であって成仏の保証ではない.

以下, 法蔵の体・用の対をこの勝荘の体・相の対と比較する際, 両者の異同を判定する基準として, 同じ対概念が義寂に見られるか否かを併せて確認する.

3. 義寂 — 信による限定

義寂もまた“一切有心者”を次のように解釈している.

‘一切有心者, 皆應攝佛戒’者, 謂一切衆生有成佛信心, 皆應攝受諸佛戒也. (T. 40, 662a26-28)

すなわち, 義寂は“有心”を成仏の信心と解釈している. 続く文で『占察善悪業報経』を引き, 信満・解満・証満・一切功徳行満足の四種の作仏を挙げた上で,“今受菩薩戒者, 必須具信, 故得入初信満仏位者”とし, 続けて“入仏位”がただちに已成仏を意味せず, なお“真是諸仏子”にとどまると断る[37].

以上のように, 勝荘が種姓によって限定を置いたのに対し, 義寂は信によって限定を置く. 根拠は五種姓ではなく『占察善悪業報経』の位次である. 方法は異なるが, 受戒と成仏との間に条件を置く点では両者は一致する. 管見の限り義寂の信による限定には, 勝荘に見られるような体・相(あるいはこれに類する対概念)による戒の二重構造化は見られない.

36) 『梵網経菩薩戒本述記』巻1, (X. 38, 401b14-15): 一切有心者皆應攝佛戒者, 勸一切有情皆應攝受佛戒.
37) 『菩薩戒本疏』巻上, (T. 40, 662b07-10).

www.kci.go.kr

4. 法蔵 ― 体用による再結合

法蔵はまず『梵網経』“汝是当成仏”[38]について次のように述べる.

> 謂信己身有佛性法故, 即是定當來成佛之義. 三次二句辨信益, 謂由信自有自性住佛性, 信佛是至得果性, 謂起此信即是發入理菩提心, 此故此心即是得戒. (T. 40, 607a07-11)

すなわち, 自性住仏性と至得果性という因果の対によって信のはたらきを説明し, 発菩提心をもって得戒とする. ここに五種姓の枠組は現れない.

次に“一切有心者, 皆応摂仏戒”[39]について, 二つの解釈を並べる.

> 即是下文‘但解法師語盡受得戒’, 故云‘一切有心’等. 又可凡諸有心皆有佛性, 有佛性故堪為道器, 故云‘攝佛戒’也. 又前是當成之佛, 據佛性體也. 此明有心之者皆攝佛戒, 是佛性用也. (T. 40, 607a14-18)

すなわち法蔵は,“汝是当成仏”を仏性の体,“一切有心者皆応摂仏戒”を仏性の用として, 二つの経文を一つの仏性の二面に配当するのである. これが勝荘の処理と正面から対をなす. 勝荘が戒体の遍在と成仏の可能性とを切り離したのに対し, 法蔵は二項を仏性の体と用として再び結び合わせる. しかも“汝是当成仏”を配するのは体の側であり, 体は自性住仏性であって理仏性と系統を異にするが(後掲註40), 有為行に対する無為の側という位置で重なる. 理仏性が一切法に通ずることは勝荘自身が認めるから, 法蔵の体系の内部では遍在の承認がそのまま成仏の承認となり, 勝荘の“少分一切”という限定は置きどころを失う. ただしこれは両者の構造的不両立を示すのであって, 法蔵がここで勝荘を名指して論破したことを示すものではない. また第一の読みでは受戒の可否を分かつのは法師の語を解しうるか否かであって種姓でも信でもない. 義寂の“必須具信”に対し, 法蔵は下文を典拠として受戒の条件を言語の理解に置き換えている.

38) 『梵網経』巻2, (T. 24, 1004a17).

39) 『梵網経』巻2, (T. 24, 1004a19).

www.kci.go.kr

注意すべきは，法蔵が再結合する二項が勝荘の分けた二項と対応することである．理･行二仏性の分別は唯識学派の定型であるが，これを戒体論に移して戒の体･相として定式化するのは現存する『梵網経』註釈のうち勝荘のみで義寂ではない．したがって法蔵の体･用の対は，唯識学派一般の語法への応接というより勝荘のこの定式化に対する再結合と見るのが現存資料の範囲では最も無理がない．ただし法蔵はここで“有人”を引いておらず，この対応は仏身の項目(第五章)のような直接の引用に支えられていない．本章が示しうるのは，勝荘が分離した二項が法蔵において体･用として結び直される構造上の対応と，それにより少分一切の限定が法蔵の体系に場所を持たなくなる帰結であって，勝荘への直接の応答であるか否かは第五章の同定を踏まえた蓋然性の推定にとどまる[40]．

Ⅳ. 教体論

1. 問題の所在

『法蔵疏』は“第五，能詮教体者”として十門を，『勝荘述記』は“能詮教体略有四門”として四門を立てる(『義寂疏』にこの項目は無い)．いずれも『梵網経』の教体を論じ，法蔵の十門は勝荘の四門をすべて含む．勝荘の四門が円測『解深密経疏』の出体論と『瑜伽師地論』巻八十一の節略･改造であることはすでに夏徳美氏が指摘する[41]．ただし氏は結論を示すにとどまり，名称の合成･細分の削除･引用順序と結論句の一致を示してはいない．以下では三層で実証した上で，法蔵がその四門を自らの十門にどう配置したかを検討する．

40) 体･用と三仏性との組み合わせは『大乗起信論義記』巻上(T. 44, 245b20-22)にも見える法蔵の定型であり，勝荘に由来するのは再結合されるべき問題であって道具立てではない．体･用による再結合は真如随縁の論理に立ち，法蔵が唯識の真如凝然を如来蔵の真如随縁と相対させ円教の立場から包摂することは吉村 2015a, 77，唯識学派の五姓各別説については吉村 2004，理行二仏性説については吉村 2002参照．後に智周は真如随縁の法蔵を批判し真如常住を強調する(金柳岡 2023)．

41) 夏徳美 2021, 58.『解深密経疏』巻1は“然諸聖教，大唐三蔵五門出体”とし円測の自説と明記しないが，本稿はテキストとしての同疏を勝荘の依拠対象として扱う．

www.kci.go.kr

2. 勝荘の四門と円測の五門

勝荘は教体を次のように述べている.

> 次明體者, 能詮教體略有四門. 一攝妄歸真門, 一切諸法真如為體. 如契經說. 一切法皆如也. … 中略 … 二攝末歸本門, 謂一切法以識為體. 如解深密經云. 一切識所緣, 唯識所顯故. … 中略 … 三攝假從實門, 如來聖教音聲為體, 若離音聲名句文身無別體故. 四法數定體者, 諸宗不同. … 中略 … 如瑜伽論八十一云. 云何為體. 謂契經體略有二種. 一文, 二義. (X. 38, 392c10-393a22)

すなわち勝荘は教体を四門に分かつ. 摂妄帰真門は真如, 摂末帰本門は識, 摂仮従実門は音声, 法数定体門は諸宗不同の法数を, それぞれ体とする.

このうち第二門については, 説者識と聞者識のいずれを教体とするかをめぐって西方の三師の説を挙げる.

> 問, 識有二種, 謂說者識及聞者識. 未知聖教何識為體. 解云, 西方自有三種釋. 第一那伽犀那… 中略 …但聞者識以為教體. 第二安慧論師云… 中略 …但說者識以為經體. 第三護法菩薩云, 正以說者識為經體… 中略 …兼以聞者識為經體. (X. 38, 392c15-393a06)

すなわち那伽犀那・安慧・護法の三師を挙げて護法説を採るのであり, 唯識学派内部の学説の分岐までを『梵網経』の教体論に持ち込んでいる.『法蔵疏』の十門にこの分岐は現れない.

一方, 円測『解深密経疏』は“然諸聖教, 大唐三蔵五門出体”として, 摂妄帰真門・摂相帰識門・以仮従実門・三法定体門・法数出体門の五門を挙げる[42]. 両者を対比すれば次のようになる.

42) 『解深密経疏』巻1, (X. 21, 172a01-b04).

www.kci.go.kr

〈表3〉 円測五門と勝荘四門の名称

	円測 五門	勝荘 四門
第一	摂妄帰真門	摂妄帰真門(同一)
第二	摂相帰識門	摂末帰本門(改称)
第三	以仮従実門	摂仮従実門(改称)
第四	三法定体門	法数定体門(統合)
第五	法数出体門	

すなわち第二門は名称を“摂末帰本”と改めるが内容は“一切法以識為体”であって円測第二門“摂相帰識”と同じで, 名称を改めて内容を存したのである. 第四門“法数定体”は円測の第四門“三法定体”と第五門“法数出体”との合成に他ならない. 節略は三層にわたる. 第一に, 円測は前三門をさらに各々二門に開いて真妄差別門・識相差別門・仮実差別門を立てるが[43], 勝荘にこの細分はない. 第二に, 円測の第五門は法数出体・本影有無・聚集顕現歴心差別・弁音一異の四科に分かれるが, 勝荘は法数出体のみを残す[44]. 第三に, 円測の第四門と第五門とが勝荘第四門に統合され, 名称自体が二門の合成語である.

〈表4〉 勝荘第四門と円測第五門の引用順序

	円測	勝荘
薩婆多	大婆沙第一百二十六	婆沙論第一百二十六
経部	有三師説	経部師宗自有三釈
瑜伽論	瑜伽論八十一 “契經體略有二種, 一文, 二義”	瑜伽論八十一 “契經體略有二種, 一文二義”
薩婆多小結	如是說者, 語業爲體, 佛意所說他所聞故, 具說如彼	如是說者語業爲體, 佛意所說他聞故, 廣如常說
結論句	各據一義, 故不相違	各據一義故不相遠〔違〕

43) 『解深密経疏』巻1, (X. 21, 172a13-19).

44) 円測は第四門(三法定体門)でも薩婆多・経部説に言及するが, 聲・名を三科に配当する分類論であり第五門“法数出体”とは主題を異にする. 〈表4〉の対象は後者である.

www.kci.go.kr

引用文献の選択と配列順序とが一致し，結論句もまた一字を除いて一致する[45]．名称の対応のみであれば勝荘が玄奘説を直接受けたとも解しうるが，引用の順序と結論句までが一致する以上，テキストとしての『解深密経疏』を経由したと見るべきである．ただしこれは勝荘の円測依拠を示すものであって，法蔵との関係を直接に示すものではない．法蔵が勝荘の四門を経由したのか円測の五門に直接応接したのかは現存資料からは決しえず，以下の対照が示しうるのは第二章と同じく参照関係ではなく位置関係である．

なお円測の五門は後代の唯識文献において繰り返し再編されており，『成唯識論了義燈』所引の八門説にも門名の移動と再結合とが見られる[46]．勝荘の第四門もまたこの再編の系譜の中に置かれる．また円測第五門の“本影有無”は，法蔵が『華厳経探玄記』十門教体論の第四縁起唯心門において“本影相対”として再編したものである[47]．すなわち同じ十門教体論でありながら，『探玄記』と『法蔵疏』とでは想定される対論者を異にしうる．

3. 法蔵の十門

『法蔵疏』の十門は次のようである．

> 第五，能詮教體者，略作十門．一能詮門，謂唯以名句文為體，以能詮表所詮故．二歸實門，謂唯以音聲為體，以名等依聲假立，無別體故．經云，以音聲為佛事故．三具二門，謂聲及名等，要具此二方成詮表，不相離故．十地論云，說者以此二事說，聽者以此二事聞．四俱非門，謂聲名即空俱泯，言即無言，無言之言，無寄無住．經云，如來常住，不說一字．上四門中，前三通小乘，具四唯大乘，是故四句合為一事，有無俱離可知．五遍通門，謂香光等一切諸法悉為教體，無不皆有詮理益物，故經中香光飯等而作佛事．六詮旨門，謂能詮所詮合為其性，以不相離故．論云，契經體性略有二種．一文，二義．文是所依，義是能依．

45) 円測は“各據一義，故不相違”(X. 21, 173b20-21)，勝荘は“各據一義故不相遠”に作る(X. 38, 394a17)．校記“遠恐違字”に従い校訂字を〔 〕に示す．勝荘自身も他所では“各據一義，故不相違”に作る(X. 38, 403b05)．

46) 橘川 1998, 69; 71.

47) 円測第五門の“本影有無”を法蔵が『探玄記』第四縁起唯心門で“本影相対”として再編したことは金柳冏 2026に論じた．同論は『探玄記』十門と円測五門を，本稿は『法蔵疏』十門と勝荘四門を対象とする点で異なる．

www.kci.go.kr

七唯心門, 謂名等聲等, 能詮所詮, 無不皆是說聽心識更互為緣之所顯現. 經云, 我說識所緣, 唯識所現故. 八歸真門, 謂名等識等, 莫不悉皆唯是真如. 經云一切法即如等也. 九無礙門, 謂即真之相, 相不礙存. … 中略 … 無礙鎔融以為教體. 十雙泯門, 謂理事無礙, 性相俱融, 則形奪兩亡, 語默雙泯. … 中略 … 是謂大乘無礙教體也.(T. 40, 603c16-604a13)

すなわち法蔵は, 名句文·音声·声名合説·倶泯·一切諸法·文義·識·真如を体とする八門に無礙門と双泯門とを加えて十門を構成する. 経論の文を明示するのは第二門から第八門までで, 第一門および第九·第十門にはこれを伴わない. 第三門は『十地論』, 第六門は『瑜伽論』を引く論証で, 経証を引くのは第二·第四·第五·第七·第八の五門である. うち第二·第五·第八の経文はいずれも『維摩経』である[48]. 法蔵は『入楞伽心玄義』の対応門で同じ文を引く際に経名を明記しており[49],『法蔵疏』の無名の“経云”もこれに従って読むべきである. 第九無礙門は『入楞伽心玄義』第九性相無礙門の証とする『仏説不増不減経』の文を背後に想定しうるが[50], 当の疏には示されない. 第十双泯門の“形奪両亡, 語默双泯”は『入楞伽心玄義』第四本末倶泯門·『般若心経略疏』第四自他倶泯義·『探玄記』宗趣段の倶非と同一の語法であり[51], 論拠によらず法蔵自身が反復する術語である. すなわち勝荘の四門が収まるのは経証を伴う第二門から第八門までで, その上の二門は法蔵自身の教学的言明である.

4. 対照

以上に見た勝荘の四門を, 法蔵の十門の中に位置づければ次のようになる.

48) 『維摩詰所説経』巻下, (T. 14, 553c25-26);『維摩詰所説経』巻下, (T. 14, 553c17-23);『維摩詰所説経』巻上, (T. 14, 542b12-13).

49) 『入楞伽心玄義』, (T. 39, 427b16-428b16).

50) 『入楞伽心玄義』, (T. 39, 428a26-b01);『仏説不増不減経』, (T. 16, 467b17-18).

51) 『入楞伽心玄義』, (T. 39, 431b14-15);『般若波羅蜜多心経略疏』, (T. 33, 553b12-13);『華厳経探玄記』巻17, (T. 35, 419a19-21).

www.kci.go.kr

〈表5〉 勝荘四門の法蔵十門における位置

勝荘四門	経証	法蔵十門	経証
一 摂妄帰真門	一切法皆如也〔経〕	八 帰真門	一切法即如〔経〕
二 摂末帰本門	一切識所縁, 唯識所顕〔経〕	七 唯心門	我説識所縁, 唯識所現〔経〕
三 摂仮従実門	離音声名句文身無別体〔自説〕	二 帰実門	名等依声仮立, 無別体〔自説〕/ 以音声為仏事〔経〕
四 法数定体門	契経体略有二種, 一文二義〔瑜伽論八十一〕	六 詮旨門	契経体性略有二種, 一文二義〔論〕
—	—	三 具二門・四 倶非門・五 遍通門	説者以此二事説〔十地論〕/ 如来常住不説一字〔経〕/ 香光飯等而作仏事〔経〕
—	—	一 能詮門・九 無礙門・十 双泯門	なし

四門はいずれも十門に位置を得, その対応先はいずれも典拠を伴う第二門から第八門の範囲であって, 法蔵が第八帰真門の上に加える第九・第十門は典拠を伴わない. とりわけ第四門と第六門は同一の『瑜伽論』の文をほぼ同一の語で引く[52]. ただし〈表5〉の標識文は性格を異にし, 第一・第二行は経証の一致, 第四行は『瑜伽論』を共有する論証の一致, 第三行は経証ではなく両者の定式そのものの一致である. しかも第三行の定式は円測『解深密経疏』の“故離声外無別名等”(X. 21, 172a12-13)に遡り, 三者に共通する. したがって〈表5〉が示しうるのは対応の有無であって依拠の方向ではない. 法蔵は勝荘の四門を排除したのではないが, 配置の仕方には二つの操作が認められる.

第一に, 順序の逆転である. 勝荘は真如を第一門に置き, 識・音声・文義の順に下る. 教体の究極を真如に置き, そこから現象へ降りてゆく構成である. これに対し法蔵は名・句・文から始め, 音声・文義・識を経て真如に至る. 大筋において方向が逆である. 勝荘のこの配列は円測以来の標準であり, 方向を転ずるのは法蔵である[53].

52) 『瑜伽師地論』巻81, (T. 30, 750a01-03). 原文および勝荘は“契經體”, 法蔵は“契經體性”に作る. 勝荘は“云何為體”から六種の文・十二種の名身まで同論の順序に従い(T. 30, 750a06-23), 薩婆多・経部両説の引用も円測と逐語的に一致する(〈表4〉).

53) ただし, 勝荘の法数定体門・摂仮従実門(音声)の相対順序は, 法蔵の詮旨門(第六)・帰実門(第二)では逆であり, 逆転は全域にわたる単純な線形のものではない.

www.kci.go.kr

真如教体は, この結果として法蔵の第八門に対応するにすぎない[54].

第二に, 上位の追加である. 法蔵は第八帰真門の上に第九無礙門と第十双泯門とを置き, “是謂大乗無礙教体也” と結ぶ. 真如教体は究極ではなく, 無礙と双泯とに至る過程の一段階として位置づけ直される. すなわち, 排除せずして容れ, 容れた上で位置を下げるのである.

ここで一つの反論を予想しておきたい. 法蔵は『探玄記』『入楞伽心玄義』でも十門の教体論を立てるから(前掲註47·49), 真如が第八門に置かれるのは十門という定型に合わせた図式化の結果にすぎないのではないか, という反論である. たしかに十門という門数は法蔵の定型で, 門数を勝荘参照の証拠とすることはできない. しかし問題は門数ではなく配列の方向と真如の位置である. 真如を第一に置き現象へ降りてゆく配列は円測·基に共通するものであって(前掲註54), これを名句文から真如へ上る方向に転じ, さらに真如の上に無礙の門を置くことは十門という形式から要請されるものではない.『入楞伽心玄義』でも第九に性相無礙門が立てられ(前掲註49), 真如を究極とせずその上に無礙を置く配列は門数にかかわらず法蔵の教体論に一貫する. したがって図式化という説明は門数については当たるが真如教体の位置については当たらない. 本章の証拠が弱いことは〈表1〉のとおりであるが, 真如教体を排除せず下位の門に容れる操作の所在は門数の定型とは独立に確認しうる. この構造は第二章の種姓, 第三章の仏性にも同型であり, 本稿のいう摂取的再配置にほかならない.

Ⅴ. 仏身の解釈

1. 法蔵が引く“有人”

『梵網経』は盧舎那仏·千華上仏·百億釈迦の三重の仏身を説く[55]. この三者を仏身論のいずれに配当するかについて,『法蔵疏』の “釈題目” では先ず “有人” の解釈があげられている.

54) 円測 “五門出体” および基 “四重出体” はいずれも真如を最も深い層に置く配列を取る.『大乗法苑義林章』巻1, (T. 45, 252c08-27). 勝荘の下降式配列はこれに従う.

55) 『梵網経』巻2, (T. 24, 1003b15-18).

www.kci.go.kr

有人釋云. '千華臺上盧舍那佛是自受用身. 千花上佛是他受用身. 百億釋迦為變化身'. 此釋恐不應理. 以華臺上佛亦是隨他受用身故.(T. 40, 605c13-16)

すなわち,"有人"は, 盧舎那は自受用身であり, 千釈迦は他受用身であり, 百億釈迦は変化身であると解釈する, という[56]. 法蔵は, この説は道理に合わないと批判している.

2. 勝荘の仏身説

現存資料の範囲では, ここで批判されているのは勝荘の説と見るのが最も蓋然性が高い.『勝荘述記』では, 仏身について次のように述べられている.

問曰. 此三種佛與佛如何相攝. 解云. 盧舍那佛是自受身. 千葉釋迦是他受用. 百億釋迦是變化身.(X. 38, 400b17-19)

すなわち, 勝荘は, 盧舎那仏は自受用身であり, 千釈迦仏は他受用身であり, 百億釈迦は変化身であると解釈している. これは『法蔵疏』の"有人"の説とほぼ一致する[57].

3. 他説との対照 — 円測·基·義寂·太賢

円測『仁王経疏』[58]受持品は『梵網経』の偈を引いた上で, 三身への配当を次のように論ずる.

問, 此上寶滿佛, 於三身中何身所攝. 有說, 自受用身. 此說不爾, 自受用土無法衆故.

56) 自受用身·他受用身·変化身の三身の名称および各身の依止する国土については『成唯識論』巻10(T. 31, 57c20-58a06; 58b26-c27)および『仏地経論』巻1(T. 26, 293b12-22; 294b02-10)による.

57) 字句には異同があるが("自受用身"/"自受身"等), 三身配当には及ばない."千花上佛"/"千葉釋迦"の華·葉は, ともに千葉蓮華の各葉すなわち各華を指す. 前掲註55および『大乘法苑義林章』巻7, (T. 45, 372a24): 花有百葉, 葉即三千大千世界.

58) 『仁王経疏』は当該箇所を含む巻下(末)のみ撰号を"大慈恩寺沙門円測撰"に作り, 他巻の"西明寺円測法師撰"等と一致しない. この点は別に検討を要する.

www.kci.go.kr

有說, 他受用身. 此亦不然, 諸微塵衆聽佛說故. 今解, 於化身中本末差別, 非受用身. (T. 33, 414b28-c03)

すなわち円測は自受用説と他受用説をともに斥け, 自説を化身中の本末差別に置く. ただし円測が問題とするのは宝満仏一身の配当で, 三仏を三身に一対一に配当する形式ではない. また基『大乗法苑義林章』仏土章は他受用土を論ずる文脈で同じ偈を引き, "一受用仏名盧舎那, 百箇百億化仏名為釈迦"として盧舎那を受用身, 釈迦を化仏とする二分を示す(T. 45, 372a17-28). いずれも法蔵の引く"有人"の三項配当と異なる.

これに対し義寂の配当は次のように述べている.

盧舍那者, 義兼自他二受用身. … 中略 … 華上千釋迦者, 是淨土中變化身也. … 中略 … 次百億釋迦者, 即是穢土四天下中, 為彼凡夫·二乘及初發心菩薩所現身也. (T. 40, 661a22-b06)

すなわち義寂は盧舎那を自受用身に限らず自他二受用身を兼ねるとし, 千釈迦を他受用身ではなく浄土中の変化身とし, 三項のうち二項が法蔵の引く"有人"と異なる. 太賢も盧舎那を他受用身とする[59]. したがって現存する『梵網経』註釈および唯識学派の関連文献の範囲で, 法蔵が引く"有人"の説と一致するのは勝荘のみである[60]. この同定は三身配当の一致という積極的根拠に加え, 現存する他の註釈を排除する消去法を経た結果である. 後述のとおり法蔵は同じ箇所でもう一つの"有人釈云"を引きながら帰属を明示せず, "有人"という指示形式が特定の一人物のみを排他的に指さないことはこの事実からも確認される.

4. 法蔵の仏身説

法蔵は"有人"を斥けた後, 仏身説を五類型に整理する. 前三は次のようである.

59) 『梵網経古迹記』巻下, (T. 40, 701b03-04).

60) 吉津 1991, 615; 617はすでに"有人"を勝荘の説とするが, 対照は図表にとどまり原文を引用しない. 本稿は原文の対照によって確認する.

www.kci.go.kr

今釋此佛內自實成及應機化境, 諸聖教中總有五說. 一約諸部小乘, 於此大千百億閻浮中, 唯此閻浮釋迦是實報成佛, 餘州皆是化往, 本不論舍那佛. 二若依入大乘論等說, 摩醯首羅天上有一實報成佛, 以一大千世界為所緣境, 化作百億釋迦一時成佛. 三若依此經, 蓮華臺藏世界之中, 坐華臺上, 實身成佛, 名盧舍那. 其千華上千釋迦, 則是千摩醯首羅天上各有一釋迦, 此千釋迦一一各化作百億釋迦, 故有千百億釋迦於千百億國中菩提樹下一時成佛. … 中略 … 其千釋迦是實報, 千百億釋迦是化身.(T. 40, 605c16-29)

すなわち第一に小乗の諸部によれば, 大千世界の百億の閻浮提のうちこの閻浮提の釈迦仏のみが実報身として成仏し余州にはその化身が往き, 盧舎那仏は論じない. 第二に『入大乗論』等によれば摩醯首羅天で実報身が成仏し, 一大千世界を対象に百億の釈迦仏を化作する. 第三に此経によれば, 蓮華台蔵世界の蓮華上で実身の盧舎那仏が成仏し, 千華上の千の釈迦仏が百億の釈迦仏を化作する. 盧舎那仏は実身, 千の釈迦仏は実報身, 千百億の釈迦仏は化身である, という. 法蔵の『華厳一乗教義分斉章』等によれば,『梵網経』の仏身説は始教(初教)に相当するという[61].

また, これよりも上位とされる第四類型の仏身説は次のようである.

四, 依攝論等, 受用身有二種. 一, 自受用. 是實身成佛. 稱法界成, 身土相稱, 依正無礙. 唯佛獨住, 更無菩薩. 二, 隨他受用身. 為地上菩薩, 於淨土中, 現身說法. 為地前機現化身佛. 所主化境又廣於前.(T. 40, 605c29-606a05)

すなわち, 第四は『摂大乗論』等に依り, 受用身を自受用と随他受用との二種に分かつ. 自受用は法界に称いて成ずる実身であって唯だ仏のみ住し, 随他受用は地上の菩薩の為に浄土中に現じて説法する身であるとする.

さらに, 第五は『華厳経』に依り, “無成無不成” であるから盧舎那は一切処に皆な実身成仏し, 盧舎那は則ち釈迦であって報化二位の別を分たず, 但だ十身を説いて無尽を顕すとする[62]. そして法蔵は次のように結ぶ.

今此文中還依如上第三義說. 初句顯其本身, 後句明其源土.(T. 40, 606a20-21)

61) 『華厳一乗教義分斉章』巻3, (T. 45, 498a01-03); 法蔵『華厳経探玄記』巻2, (T. 35, 130b26-28).

62) 『梵網経菩薩戒本疏』巻1, (T. 40, 606a08-20).

www.kci.go.kr

すなわち法蔵は“有人”の三身配当を斥けた上で，三身説による配当という問題設定そのものを相対化する．小乗·『入大乗論』·『梵網経』·『摂論』·『華厳経』はそれぞれ異なる仏身観を持ち，“有人”の誤りは唯識系の三身説を『梵網経』にそのまま当てはめた点にあるというのである．その上で第三の『梵網経』自体に依る説を採る．ここにも斥けるのではなく所依に即して位置づけ直す操作が見られる．『華厳経』の立場を第五として最上位に示しつつ『梵網経』の釈としては第三，すなわち当の経に即する説を採る点にも注意したい．法蔵が論破の根拠とする“以華臺上仏亦是随他受用身故”は，説法の対衆の存在を指標とする点で円測が自受用説を斥ける“自受用土無法衆故”と軌を一にし，盧舎那を受用身とする点では基の配当と一致する．すなわち法蔵は唯識の三身説を外から否定するのではなく，唯識学派内部で共有された判定基準(自受用土に法衆無し)をもって勝荘の配当を斥けている．

なお法蔵は，同じ箇所でもう一つ“有人釈云”を引き，盧舎那身を十地後等覚位の菩薩のために現ずる身とする説を挙げて“此亦無違”と是認している(T. 40, 606b20-22)．斥ける“有人”と是認する“有人”とがあるのであり，法蔵の態度は一律の排斥ではない[63]．

5. 摂取的再配置との相違 — 階梯の再確定

ただし，ここで法蔵が行っているのは，種姓·仏性·教体に見られたような，勝荘の用語と枠組みを保持したまま体系内の位置を下げるという操作ではない．この点を明らかにするために，仏身における法蔵の操作を改めて整理し，本稿が階梯の再確定と呼ぶものを定義しておきたい．

勝荘の配当は，『梵網経』の三仏という経の装置と自受用·他受用·変化という唯識経論の三身説という論の装置とを一対一に結び合わせたものである．法蔵が斥けるのはこの結合であっていずれか一方の装置ではない．五類型はいずれも所依の経論で分かたれるから，法蔵は『梵網経』の仏身説を経自体に依る第三類型に置き，自受用·随他受用の枠組みを摂論等に依る第四類型に戻す．枠組みを排除するのではなく，勝荘が結び合わせた二つの所依を分離しそれぞれを本来の経証のもとに置き

63) 第二の“有人”は特定の註釈書に帰しがたいが，階位の上昇に応じて所見の仏身が増大する点で基『大乗法苑義林章』仏土章他受用土段と同型であり，義寂が“有人解云”として引く『十地経』二地菩薩説(T. 40, 661b06-11)にも対応する．

www.kci.go.kr

直すのである. 所依を異にする諸説を所依ごとに本来の階梯へ配列し直すこの操作を, 本稿は階梯の再確定と呼ぶ.

この操作が摂取的再配置と異なる点は二つある. 第一に位置の方向である. 摂取的再配置では勝荘の規定は権教・下位門として法蔵自説の下に置かれたが, 仏身では第四類型は“所主化境又広於前”として第三類型より上位に置かれ, 唯識の三身説は格下げされていない. 第二に操作の対象である. 摂取的再配置が勝荘の立てた問いを保持したままその答の位置を変えるのに対し, 階梯の再確定は勝荘の問いの立て方そのもの, すなわち『梵網経』の三仏は三身説のいずれに配当されるかという設定を解体する. 法蔵が“有人”を斥けた上で三身説による配当という問題設定を相対化するのはこのためである.

したがって仏身において法蔵が斥けるものが具体的配当にとどまるのは法蔵の対応が弱いことを意味しない. 勝荘の装置が所依の次元で分離され本来の位置に戻される以上, 配当のほかに斥けるべきものが残らないからである. この項目を摂取的再配置の概念で説明しようとすれば, 唯識の枠組みが格下げされていないという事実と矛盾する. 仏身を別の型として立てる理由はここにある. 二つの操作に共通する志向は, 相手の枠組みを排除せず自らの教判の下位ないし別の階梯へ位置づけ直すことでこれを乗り越える点にある. 吉村氏が法蔵の種性論・三性説について指摘した摂取・超克[64]が『梵網経』註釈において取る具体的な形がこの二つの操作である. ただし氏の論ずる超克は唯識の説を始教・権教として下位に置く形を取るが, 階梯の再確定では唯識の枠組みは格下げされない. 摂取・超克は常に格下げとして行われるとは限らず所依の分離という形も取る――これが氏の把握に本稿が加える限定である. 対抗の一形態としてではなく排斥に代わる仕方としてそれは行われる. この操作が法蔵一人のものでないことは, 智周『梵網経菩薩戒本疏』が『法蔵疏』を依用しつつ逆方向に同型の操作を行う点に見られる[65].

64) 種性論については吉村 2015b, 78; 三性説については吉村 2015a, 77; 84参照.

65) 筆者は同疏を検討し, 同疏が『法蔵疏』の科段・三聚浄戒説および“通局”“通塞”の解釈を依用しながら, 法蔵の仏身説を“別教”と規定しその上に“円教”の解釈を立てることを指摘した(金柳岡 2024b). 智周は法蔵の説を斥けず自らの教判の下位に置いた上に自説を立て, 法蔵が勝荘の対機規定を権教に置いて実教を立てるのと操作の型を同じくする. 摂取・超克は華厳学派に固有ではなく唐代『梵網経』註釈で両学派が共有した論争の形式であった可能性があり, 吉村氏の示唆(吉村 2015a, 94)と符合する. 本稿が扱うのはその一方の軸である.

www.kci.go.kr

おわりに

本稿は種姓·仏性·教体·仏身の四項目について『法蔵疏』を『勝荘述記』と対照し, 先行研究が“批判”“冷淡”といった対抗の語で一括してきた法蔵の唯識学派への対応が, 個々の教学項目にどのように現れるかを問うた.

第一章では, 唯識学派的性格が勝荘においてより全面的であることを確認し, 夏徳美氏の成立順序に対して法蔵が勝荘を承けた方向を示唆する三点を挙げた. ただし依拠の方向そのものは確定しえない.

第二章の種姓では, 勝荘と同じ対機規定が否定されずに権教として承認され, その上に五種姓をともに所被とする実教が立てられる. 同じ科段で正機が初発意·十信の菩薩に限定される以上, これは吉津氏のいう開放ではなく, 承認と位置づけの同時遂行である.

第三章の仏性では, 勝荘が分離した戒体真如の遍在と成仏可能性とが体·用として再び結び合わされ, 法蔵の体系の内部では少分一切という限定が置きどころを失う. ただしこれが勝荘への直接の応答であるか否かは, 現存資料の範囲内における推定にとどまる.

第四章の教体では, 勝荘の四門がすべて法蔵の十門に位置を得るが, 勝荘が第一に置いた真如教体は第八門に移り, その上に無礙門と双泯門とが置かれる. この位置は十門という形式から要請されたものではない.

第五章の仏身では, 法蔵が斥ける“有人”の三身配当が現存資料のうち勝荘とのみ一致する. 法蔵が斥けるのは『梵網経』の三仏と唯識経論の三身説との結合であって, 両者はそれぞれ本来の所依に戻され, 唯識の三身説は格下げされない.

四項目の証拠強度は一様でなく, 共通して示されるのは勝荘への依拠というより操作の型である. 種姓·仏性·教体には問いと用語を保持したまま位置を下げる摂取的再配置が, 仏身には所依を分離して本来の経証に戻す階梯の再確定が見られ, いずれも相手の説を排除しない. したがって法蔵の唯識学派への対応は, 批判·排斥という対抗の構図によってではなく, 再組織の構図によって捉えるべきである.

この再組織は, いずれの操作も階層を生む点で融合でも会通でもなく, 唯識学派の規定を自らの教判の下位ないし別の階梯へ位置づけ直すことでこれを乗り越える, 摂取·超克である. ただしそれは格下げを伴わない形をも含む. また法蔵自身の

www.kci.go.kr

教判の内部における事態であり，唯識学派の解釈の教学的価値が低いことを意味しない．そしてこの作業は，『梵網経』を制教と規定しつつ『華厳経』の下に置くという，経典の位置づけと一体のものである．

以上により本稿は，現存資料の範囲において，唯識学派の解釈の再組織，すなわちその規定を自らの教判の下位に置くことによる摂取・超克が『法蔵疏』撰述意図の一つであった可能性を提示する．

www.kci.go.kr

｜参考文献｜

略号

H『韓国仏教全書』

T『大正新脩大蔵経』

X『卍新纂続蔵経』

一次文献

『大乗起信論義記』T44

『大乗法苑義林章』T45

『般若波羅蜜多心経略疏』T33

『梵網経』T24

『梵網経古迹記』T40

『梵網経菩薩戒本私記』H1

『梵網経菩薩戒本疏』(法蔵) T40

『梵網経菩薩戒本疏』(智周) X38

『梵網経菩薩戒本述記』X38

『菩薩戒本疏』T40

『菩薩戒義疏』T40

『仏説不増不減経』T16

『仏地経論』T26

『成唯識論』T31

『成唯識論了義燈』T43

『十地経』T10

『瑜伽師地論』T30

『維摩詰所説経』T14

『仁王経疏』T33

『入大乗論』T32

www.kci.go.kr

『入楞伽心玄義』T39
『占察善悪業報経』T17
『解深密経』T16
『解深密経疏』X21
『玄奘三藏師資傳叢書』X88
『華厳経探玄記』T35
『華厳一乗教義分斉章』T45

二次文献

橘川智昭. 1998.「『成唯識論了義燈』の円測説引用における問題点 ―円測の真意の観点から―」.『印度學佛教學研究』47-1: 69-71.
_____. 2021.「夏徳美氏の発表に対するコメント」.『東アジア仏教学術論集』9: 75-83.
吉津宜英. 1991.『華厳一乗思想の研究』. 東京: 大東出版社.
吉村誠. 2002.「唯識学派の理行二仏性説について ―その由来を中心に―」.『東洋の思想と宗教』19: 21-47.
_____. 2004.「唯識学派の五姓各別説について」.『駒澤大学仏教学部研究紀要』62: 223-258.
_____. 2010.「唯識学派における「如来蔵」の解釈について」.『印度學佛教學研究』59-1: 235-241.
_____. 2015a.「中国華厳思想における唯識思想の解釈 ―法蔵の三性説を中心に―」.『東アジア仏教学術論集』3: 73-94.
_____. 2015b.「中国華厳思想における唯識思想の超克 ―法蔵の種性論を中心に―」.『東アジア仏教研究』13: 63-78.
_____. 2017.「中国唯識学派における三性説の解釈について ―玄奘訳『摂大乗論釈』を中心に―」.『印度學佛教學研究』65-2: 568-574.
金柳冏. 2023.「智周『梵網経菩薩戒本疏』の撰述について ―唯識教学の影響を中心に―」.『印度學佛教學研究』72-1: 309-306.
_____. 2024a.「唐初期の唯識学派における『梵網経』註釈書について ―義寂『菩薩戒本疏』と勝荘『梵網経述記』を中心に―」.『印度學佛教學研究』73-1: 299-296.
_____. 2024b.「智周『梵網経菩薩戒本疏』の教学的特徴について」.『駒澤大學佛教學部論集』55: 192-173.
_____. 2026.「法蔵の教体論の特徴について ―『華厳経探玄記』の十門教体論を中心に―」.

www.kci.go.kr

『仏教学』67: 51-65.
大竹晋. 2007.『唯識説を中心とした初期華厳教学の研究 ―智儼・義湘から法蔵へ―』. 東京: 大蔵出版.
石井公成. 1996.『華厳思想の研究』. 東京: 春秋社.
中西俊英. 2018.「法蔵における日常実践と教理の接続 ―『梵網経菩薩戒本疏』を中心に―」. 『南都佛教』100: 31-59.
夏徳美. 2021.「新羅の勝荘と『梵網経述記』」. 志村敦弘訳.『東アジア仏教学術論集』9: 35-74.

www.kci.go.kr

| Abstract |

Fazang's Purpose in Composing the Fanwangjing pusa jieben shu: A Comparison with Seungjang's Beommanggyeong bosal gyebon sulgi

Kim, Ryukyung
(Research Fellow, Institute of East-West Thought, Kyungpook National University)

Fazang's (法藏, 643-712) purpose in composing the Fanwangjing pusa jieben shu (梵網經菩薩戒本疏) remains unclear. Yoshizu Yoshihide and others argue that he classifies the Fanwangjing as a precept teaching (制教), as opposed to a transformative teaching (化教), so that it serves to showcase the Huayanjing, while criticizing the Yogācāra readings of Seungjang and Uijeok; but they have not examined how this operates within each category. This article compares Fazang's commentary with Seungjang's Beommanggyeong bosal gyebon sulgi (梵網經菩薩戒本述記) in relation to gotra, buddha nature, the essence of the teaching, and the buddha body, with reference to Uijeok and Fazang's other works. Fazang's responses cannot be reduced to rejection; they are better understood as reorganization. The evidence is uneven and identifies a type of operation rather than demonstrating dependence on Seungjang. In the first three categories, an absorptive reordering (攝取的再配置) retains Seungjang's terms while lowering their position. His delimitation of the intended audience (對機) becomes provisional teaching (權教), subordinate to a real teaching (實教) that embraces all five gotras; nevertheless, the proper recipients remain bodhisattvas of the initial resolve and the ten stages of faith (十信). The expansion is thus a placement, not an opening of the precepts. The precept essence (戒體) and the possibility of

www.kci.go.kr

buddhahood, which Seungjang had separated, Fazang recombines as essence and function (體用), leaving no place for Seungjang's "partial all" (少分一切). Suchness, first among Seungjang's four approaches (四門), falls to eighth among Fazang's ten (十門). Regarding the buddha body, Fazang rejects Seungjang's assignments but retains the three-body framework, returning the two scriptural bases that Seungjang had joined to their respective rungs. This constitutes a redetermination of gradation (階梯), distinguished by the fact that the Yogācāra framework is not demoted. Both operations reorganize Yogācāra interpretation within Fazang's hierarchy rather than excluding it, in the same way that he places the Fanwangjing beneath the Huayanjing. This article proposes appropriation and overcoming (攝取·超克), rather than fusion, as a possible intention behind the commentary.

Keywords
Fazang, Seungjang, Fanwangjing, Reorganization, Absorptive Reordering, Redetermination of Gradation, Uijeok

2026년 8월 28일 투고
2026년 10월 1일 심사완료
2026년 10월 1일 게재확정

www.kci.go.kr